

有機農業の推進について

生産局 農業環境対策課

平成 2 1 年 6 月

農林水産省

1 有機農産物の生産の現状

現状では有機農産物の格付数量の国内総生産量に占める割合は0.18%

○ 国内の総生産量と有機農産物の格付数量(平成19年度)

区 分	総生産量 [国内]	格付数量 [国内]	総生産量に 占める割合
野菜	16,265,000 t	32,780 t	0.20 %
果樹	3,492,000 t	2,199 t	0.06 %
米	8,714,000 t	10,828 t	0.12 %
麦	1,104,000 t	721 t	0.07 %
大豆	227,000 t	986 t	0.43 %
緑茶(荒茶)	94,100 t	1,702 t	1.81 %
その他の農産物	141,000 t	4,231 t	3.00 %
合計	30,037,100 t	53,446 t	0.18 %

年度別 認定事業者の格付実績

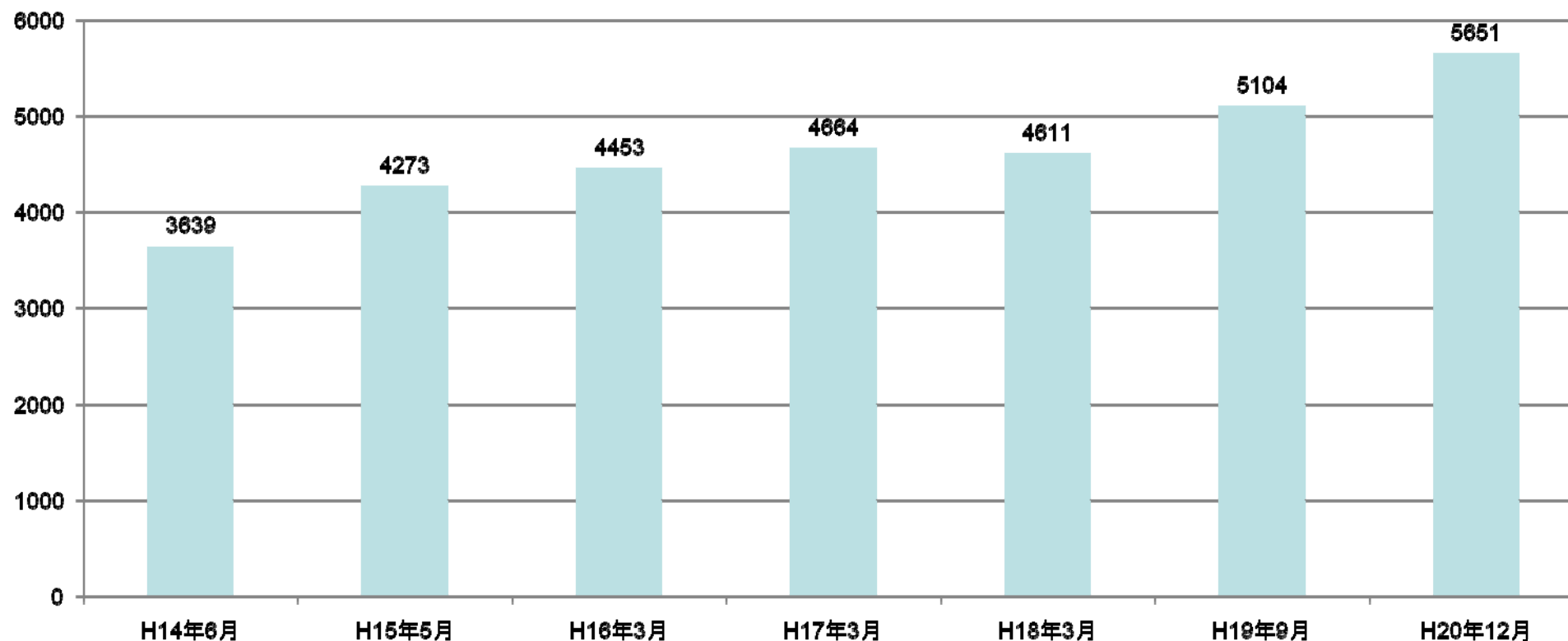
認定事業者の格付け実績は年々増加傾向

	総生産量	格付数量	有機の割合
平成13年度	32,186,500t	33,734t	0.10%
平成14年度	31,711,200t	43,759t	0.14%
平成15年度	29,711,900t	46,192t	0.16%
平成16年度	29,852,700t	47,428t	0.16%
平成17年度	30,529,000t	48,172t	0.16%
平成18年度	29,251,800t	48,596t	0.17%
平成19年度	30,037,100t	53,446t	0.18%

有機農産物を生産する農業者は増加傾向

○ 有機認定事業者数の推移

単位：人



有機認定事業者は、有機食品のJAS規格に適合した生産が行われていることを登録認定機関が検査し、その結果、認定された者をいう。

有機農業による農家経営の現状

- 化学肥料や農薬を使用しないことを基本とする有機農業は、稲作の場合、販売価格の面で慣行栽培より有利なもの、単位面積当たりの労働時間は慣行栽培を大きく上回るとともに、収量はそれを下回っており、農家にとってリスクのある取組となっている。
- 農業者を対象とした意識調査において、「条件が整えば取り組みたい」とする者が50%おり、環境に配慮した有機農業に対する取組の関心は高いと考えられる。

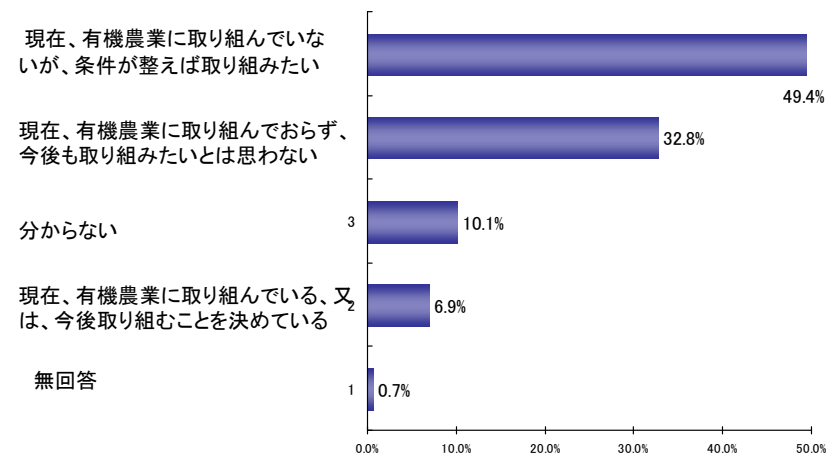
○ 稲作農家の経営収支(平成14年産)

区分	粗収益 (円/10a)	経営費 (円/10a)	所得 (円/10a)	収量 (kg/10a)	販売金額 (円/60kg)	労働時間 (時間/10a)
有機栽培	204,910	130,560	74,350	443	26,918	44
慣行栽培との対比	143.5	125.9	190.3	84.4	177.1	161.1

資料) 農林水産省統計部「環境保全型農業(稲作)推進農家の経営分析調査報告」(平成16年)

- 注) 1 有機栽培は、有機農産物JAS規格で示している生産の方法
 2 慣行栽培との対比は、調査対象農家が、当該ほ場において農薬、化学肥料を用い、おおむねその地域の一般的な方法で栽培したとした場合の経営収支、労働時間等を100とした場合の数値

○ 有機農業への取組に関する農業者の意向



資料) 農林水産省情報課

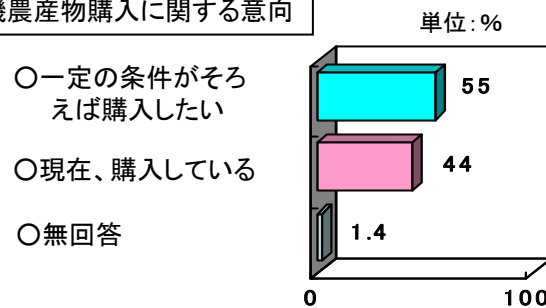
「農林水産情報交流ネットワーク事業 全国アンケート調査
 有機農業をはじめとする環境保全型農業に関する意識・意向調査結果」(平成19年度)

有機農産物の流通、消費の現状

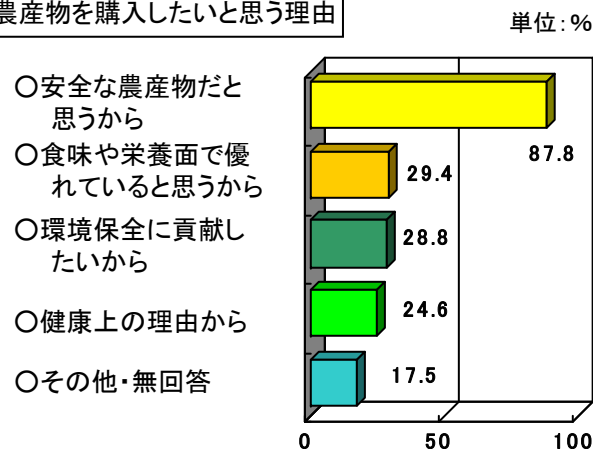
- 消費者による有機農産物の購入の意向調査では、「「一定の条件がそろえば購入したい」(55%)、現在、購入している」(44%)となっている。その購入したいとする理由は「安全な農産物だと思うから」が88%を占めている。
- また、有機農産物を購入する条件については「表示が信頼できること」(73%)、「近所や買いやすい場所で販売されていること」(70%)、「価格が安くなること」(68%)などの回答が目立って多い。

○ 消費者による有機農産物の購入

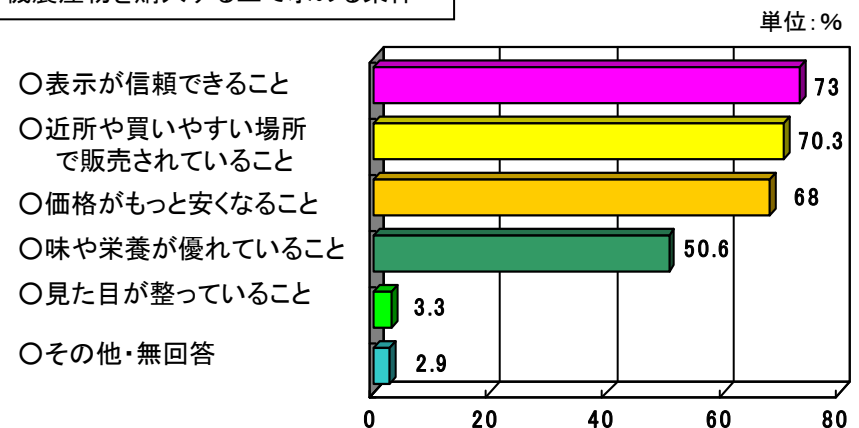
有機農産物購入に関する意向



有機農産物を購入したいと思う理由



有機農産物を購入する上で求める条件

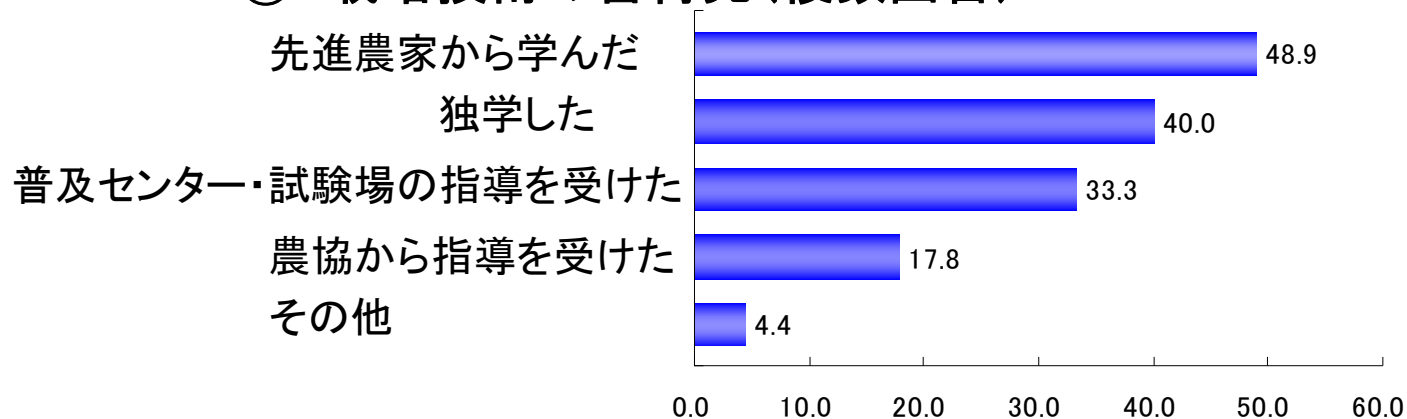


資料)農林水産省 情報課
「平成19年度農林水産情報交流ネットワーク事業 全国アンケート調査 有機農業をはじめとする環境保全型農業に関する意識・意向調査結果」

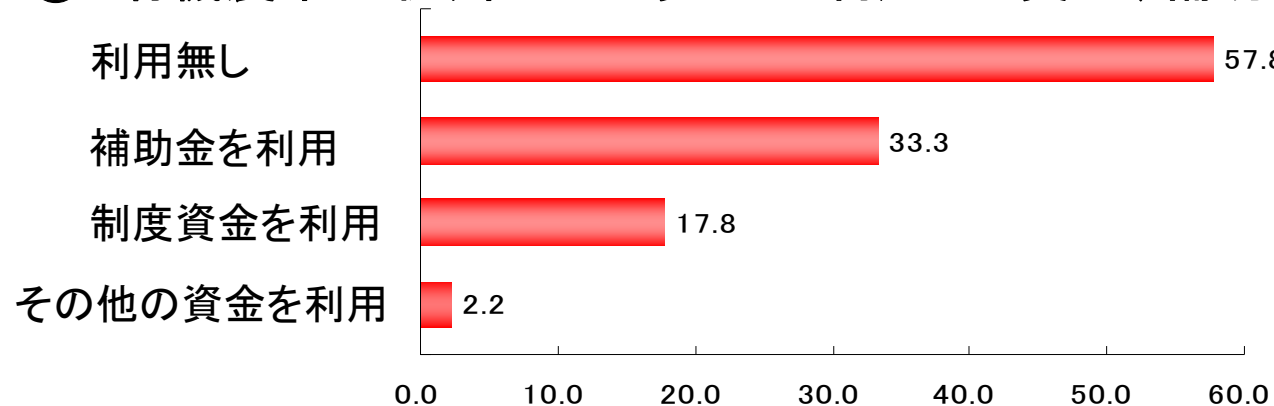
2 有機農産物認定事業者(農家)における施策の活用状況

・環境保全型農業推進コンクールの受賞者を対象としたアンケート調査
(平成18年度)

① 栽培技術の習得先(複数回答)



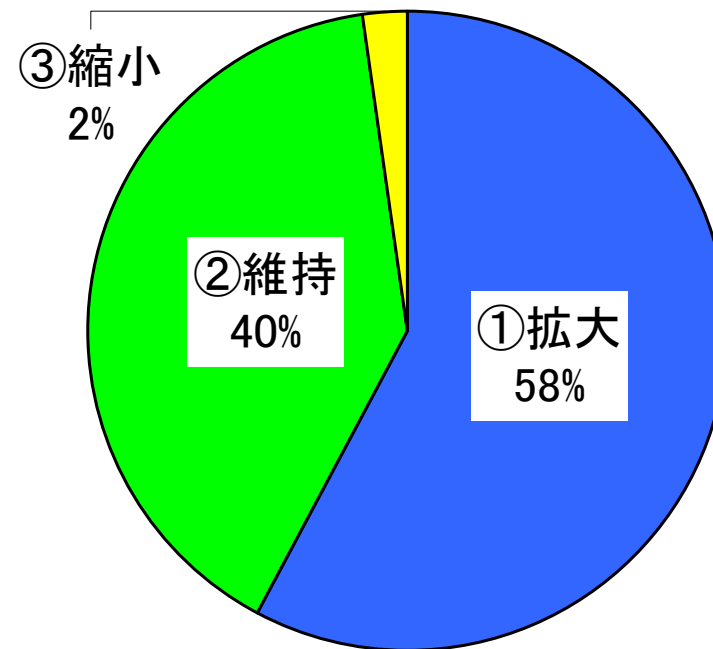
② 有機農業に取り組むにあたって利用した資金、補助金(複数回答)



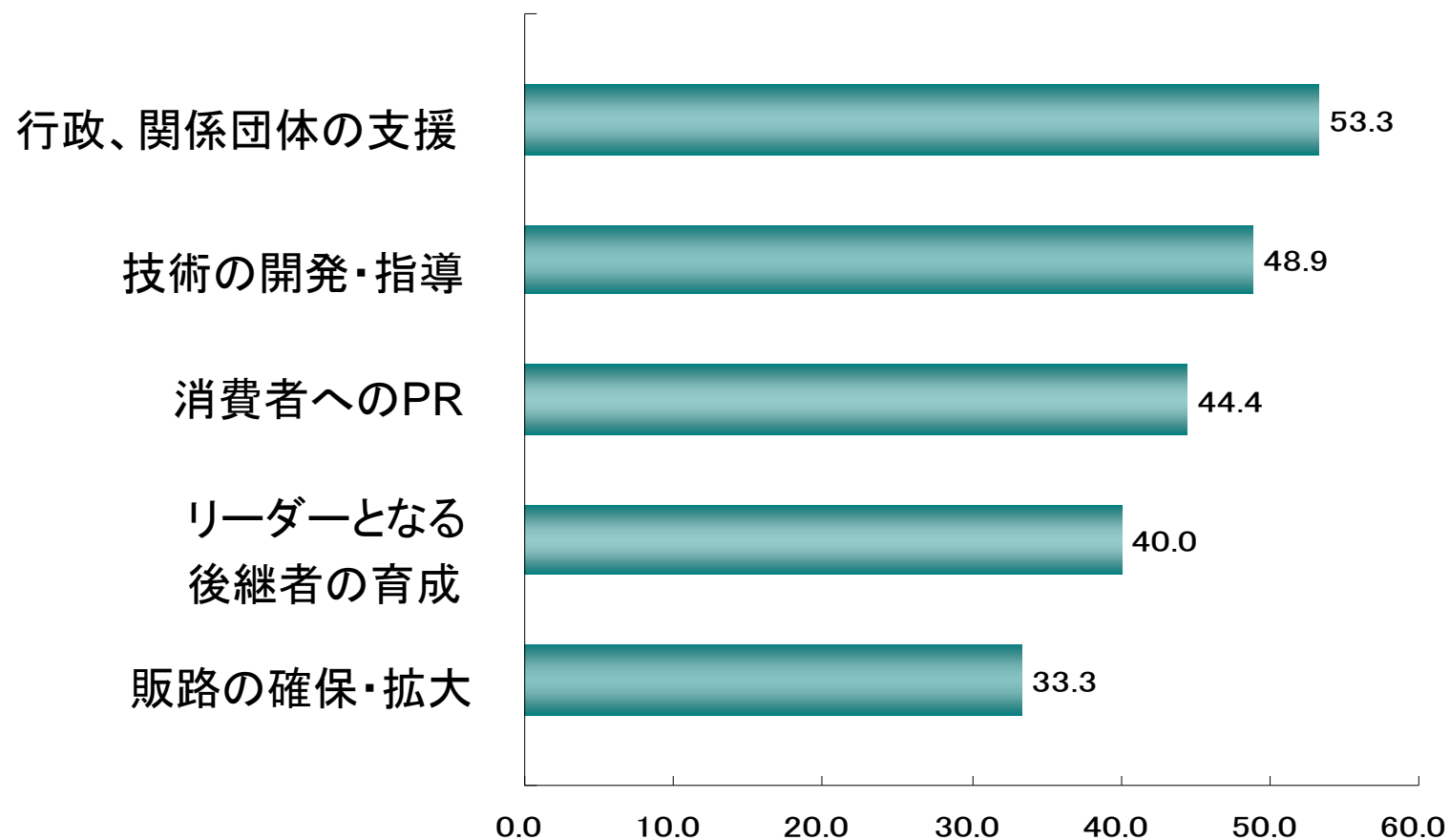
3 有機農業に取り組む者の意識

○ 全国環境保全型農業推進コンクールで受賞した有機農業に取り組む者(45名)を対象としたアンケート調査(H18)

○ 今後の取組の意向について



○ 有機農業を継続していくために必要な取組(複数(3項目)回答)



注) 上記以外で有機農業を継続していくために必要な取組としては、回答の多かった順に「地域の理解」、「施設の整備」、「認定に必要な費用の補助」などとなっている

4 今後の有機農業の推進について

① 有機農業の推進に関する法律(平成18年12月)

○ 国及び地方公共団体が講ずる有機農業の推進のための施策等(第8条～第13条)

- ▶ 有機農業者及び有機農業を行おうとする者に対する支援
- ▶ 有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するための、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報提供
- ▶ 有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動
- ▶ 有機農業者と消費者の相互理解の増進のための有機農業者と消費者との交流促進
- ▶ 有機農業の推進に関して必要な調査の実施
- ▶ 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進活動に対する支援

② 有機農業の推進に関する基本的な方針

- 有機農業の推進に関する法律に即し、
 - ① 有機農業の推進に関する基本的な事項、
 - ② 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項、
 - ③ 有機農業の推進に関する施策に関する事項、
 - ④ その他有機農業の推進に関し必要な事項
について規定。

- 平成19年度からおおむね5年間を対象とし、農業者等が有機農業に積極的に取り組めるようにするための条件整備に重点を置き策定。

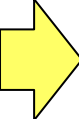
有機農業の普及及び推進の目標

- ◆有機農業の技術体系の確立
- ◆有機農業の普及指導体制の整備（全都道府県）
- ◆有機農業に対する消費者の理解の増進
（有機農業の取組内容を知る消費者の割合が50%以上）
- ◆有機農業の推進計画の策定と推進体制の整備
（推進計画は全都道府県、
推進体制は全都道府県と50%以上の市町村）

有機農業総合支援対策

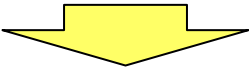
有機農業の現状

- ・ 有機農業は環境と調和し、消費者ニーズの高い取組
- ・ 一方、慣行農業と比べて技術の確立・普及が遅れており未だ取り組みは少ない(有機農産物の割合:0.19%)

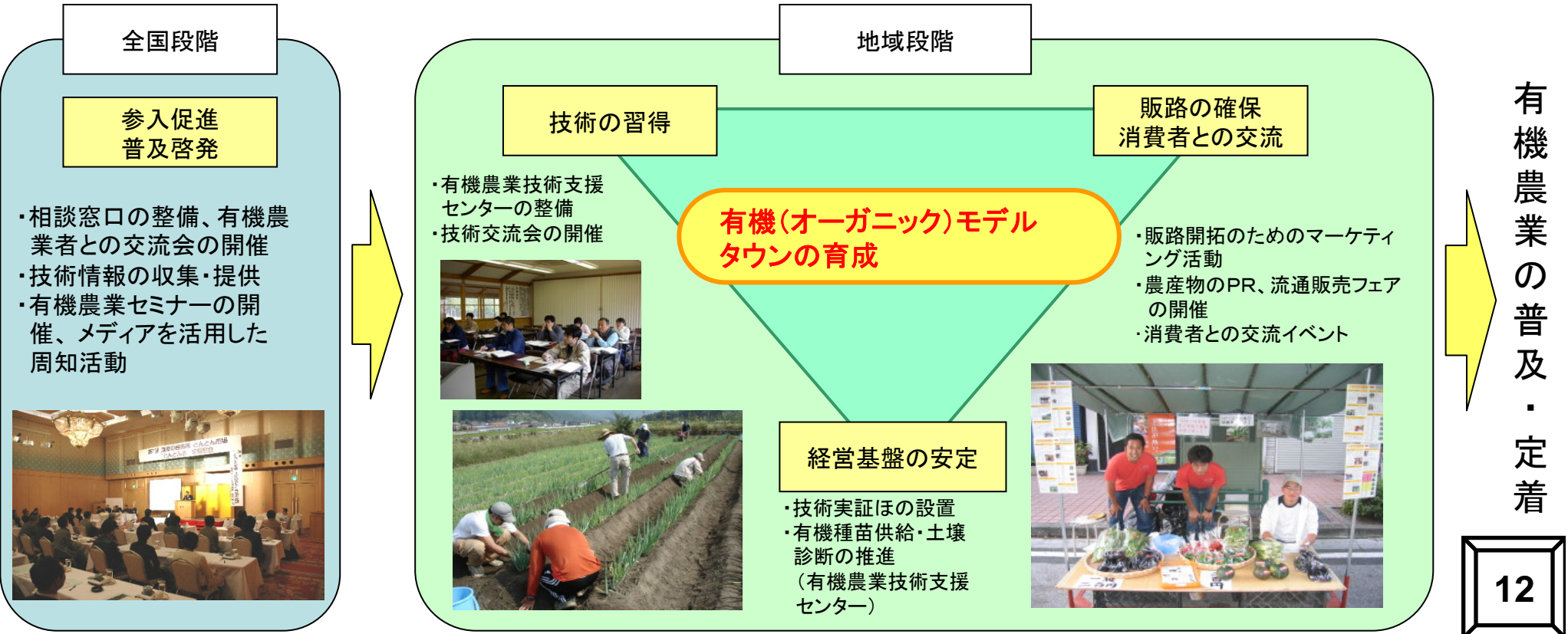


超党派の議員による有機農業推進法(議員立法)の成立(18年12月)

- ・ 有機農業の推進に関する基本方針の策定



全国段階で有機農業の参入促進・普及啓発に取り組むとともに、全国各地に有機農業の振興の核となるモデルタウンを育成。



地域における取組(事例)

○ 有機農業に取り組む先進的な地域においては、行政、農業者、団体からなる連携・協力体制を構築し、地産地消、食育の活動などを通じて消費者、実需者の有機農業に対する理解の増進に努めつつ、有機農業に取り組む農業者の経営の安定を図っている。

○取組の事例

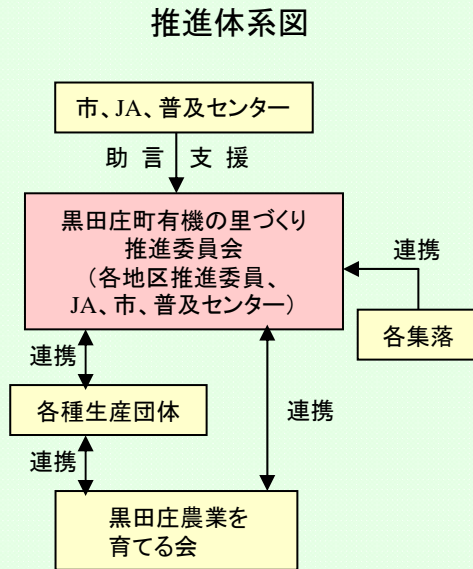
○ 兵庫県西脇市黒田庄地区の取組

1 取組の体制

- ・平成7年に行政、生産者、JAで構成する「黒田庄町有機の里づくり推進委員会」を結成
- ・各集落に推進員を配置して集落一体となって「有機の里づくり」を推進

2 主な取組の内容

- ① 耕畜連携による地域内での資源循環
 稲作農家→畜産農家(肥育牛) 稲わらの供給
 畜産農家(肥育牛)→稲作農家 たい肥の供給
- ② 有機農業等の取組の推進
 - ・土壌診断、作物の生育調査に基づく土づくり、施肥
 - ・農薬・化学肥料不使用での栽培による新規作物(野菜)の導入(レタス38a、モロヘイヤ12a)
 - ・特別栽培米の生産(コシヒカリ3.5ha、山田錦11.8ha)
- ③ 特色ある販売体制の構築
 - ・特別栽培米の酒造会社との契約栽培
 - ・有機農業等で生産された野菜のファーマーズマーケットでの販売
- ④ 取組の普及啓発、消費者との交流、食農教育
 - ・広報誌を通じた広報活動
 - ・地区内の親子と農業者の農作業体験を通じた交流
 - ・地区外消費者を対象とした農産物オーナー制度の導入



稲わら収穫後、たい肥散布を行う様子



地区内の子育てグループとの交流会の様子(タマネギ収穫)

○ 愛媛県JA今治立花(今治市)の取組

1 取組の体制

今治市との連携・協力の下で学校給食を介した地産地消型の有機農業等を推進

2 主な取組の内容

- ① 農協が主体となり立花地区有機農業研究会を結成し、有機農業による野菜作を実施
- ② 学校給食への有機野菜等の供給
 - ・有機野菜 立花地区5校 1,677食分/日(最大)(年間18.2t)
 - ・特別栽培米 市内全53校3園 15,665食分/日(最大)(JA越智今治と共同の取組)(年間117.9t)
- ③ 食農教育
 - ・児童による有機野菜栽培ほ場の見学
 - ・学校給食を通じた「作物を作ることの大変さ」「食べ物の大切さ」への理解の促進(児童が中心で給食感謝祭を開催、生産者を招待)



給食感謝祭

○消費者の部屋特別展示「有機農業の目指す世界」の開催

平成20年11月10日～14日にかけて、NPO法人全国有機農業推進協議会の協力のもと農林水産省消費者の部屋において、「有機農業の目指す世界」を開催。有機農産物の展示・試食、有機農業者等の講話など有機農業に関する普及・啓発活動を行った。(昨年引き続き2度目の開催。)

今回は、展示だけではなく、期間限定で、消費者の部屋に隣接する食堂において、有機農産物を用いた特別メニューを提供した。



消費者の部屋特別展示「有機農業の目指す世界～2008～」
同時開催企画

知って、食して有機農業

11月10日(月)～14日(金)の期間、厚生課と農業環境対策課異色の両課のコラボ企画「知って、食して有機農業」と題して、「職員食堂おはち」にて、有機農産物を使った特別メニューを設けます。食材は、NPO法人全国有機農業推進協議会の協力により、集められた有機農産物です。この機会に是非、「有機農業の世界」を知って、食してください。

場所/ 和食・どんぶり おはち
(農林水産省北別館1F消費者の部屋正面)

期間/ 平成20年11月10日(月)～14日(金)

消費者の部屋特別展示「有機農業の目指す世界～2008～」も是非、お立ち寄り下さい。

東京メトロ「霞ヶ関」駅下車。A5(閉鎖中)、B3a出口すぐ。

大い官厚生課・消費者の部屋・生産局農業環境対策課

問い合わせ先: 生産局農業環境対策課有機農業推進班(内線4840)

農林水産省「消費者の部屋」特別展示
有機農業の目指す世界
～2008～
協力: NPO法人全国有機農業推進協議会

期間 平成20年11月10日(月)～11月14日(金)午前10時～午後5時
(ただし、初日は午後12時から、最終日は午後1時まで)

会場 農林水産省北別館「消費者の部屋」(裏面参照)

展示コーナー

- ①おなじみのキーワードは「健康な土」
 - ・健康な土とは
 - ・たい肥ができるまで
 - ・虫のいずももの
- ②流通・販売・消費 日本の有機市場の現状
 - ・人手方法 販売店 レストラン
 - ・市場情報
 - ・有機JAS制度
- ③有機農業の知識 有機農業が持った知識の数々
 - ・物理的・生物的・菌種の防除
 - ・自家採取・堆肥
 - ・耕作
- ④有機農業はなぜ、有機農業は世界の潮流
 - ・海外の有機事情
 - ・国内の有機事情
 - ・オーガニックフェアトレードの紹介 など

有機農業者が作った自慢の農産物の試食もあるよ!
(11/11～11/13の3日間 12:30～ 無くなり次第終了します。)

↓有機農業お話し会↓

有機農業生産者や農業を教えている教師、長年産地と提携してきた消費者の方々と、有機農業について語りましょう。質問もどうぞ。

お問い合わせ先

- 生産局 農業環境対策課 03-3502-8111 (内線4840)
- 農林水産省 「消費者の部屋」 03-3591-6529

農林水産省